

ヘルパーステーションニシダ順天堂 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションニシダ順天堂	
所在地	高知県南国市大桶甲1705	
提供可能サービス	訪問介護・介護予防訪問介護	
事業所指定番号	第 3940440138 号	
管理者 及び連絡先	管理者氏名	連絡先
	西本由起子	088-863-6878
サービス提供地域	南国市、高知市、香美市、香南市	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
管 理 者	1名		1名
サービス提供責任者	5名		5名
事 務 職 員			
サ ー ビ ス 提 供 者	ホームヘルパー1級		名
	ホームヘルパー2級		1名以上
	介護職員初任者研修		1名以上
	介護福祉士		1名以上
	介護職員基礎研修		名
	実務者研修		
	そ の 他		

※サービス提供責任者

提供するサービス	氏 名	連 絡 先
訪 問 介 護	西本由起子 森澤 千尋 小原 幸菜 池田 尚子 中田 昌代	088-863-6878

3. 営業時間

(平 日) 午前9時～午後6時

(土曜日) 午前9時～午後5時 を原則とします。

※年末年始(12/30～1/3)は原則として休業します。

又、電話にて緊急時(午後6時～午後9時)も対応します。

尚、地震、台風、積雪や交通事情等により、時間や曜日の変更をお願いする場合があります。

※サービス提供地域で震度5以上の地震が発生した場合、状況を把握するために一旦訪問を中止し、安全が確認取れ次第順次再開します。

※内閣府による「避難情報に関するガイドライン」で、高齢者や障害のある人、移動時に時間を要する人などが危険な場所から避難することが求められている「警戒レベル3」が発令された場合、状況を把握するために一旦訪問を中止し、安全が確認取れ次第順次再開します。

4. サービスの内容

訪問介護

利用者の居宅（自宅）へ、ホームヘルパー等を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のサービス、及び利用者の自立に向けてお世話を行うサービスです。具体的には、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

〈身体介護〉
①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助
⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬管理
⑪通院等介助 ⑫その他（ ）
〈生活援助〉
①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え
⑦その他（ ）

【従業者の禁止】

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類、鍵などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 直接利用者本人の援助に該当しないサービス
利用者が使用している部屋以外の掃除や利用者以外の家族への調理・買物などの家事、来客の対応、草花やペットの世話など
- ⑤ 利用者の日常生活の「範囲を超えたサービス
窓ふき、大掃除、庭掃除、家具の移動、家具家電家屋の修繕、洗車、おせちなど特別な調理、嗜好品（お酒やタバコ・宝くじ等）やお歳暮の購入等
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

5. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として利用料金の1割から3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担をなります。

□ 訪問介護利用料金 特定事業所加算Ⅱ【1回につき～昼間～】

基本部分		基本	特定事業所加算Ⅱ含む
身体介護	① 20分未満	1,630円	1,790円
	② 20分以上30分未満	2,440円	2,680円
	③ 30分以上1時間未満	3,870円	4,260円
	④ 1時間以上1時間30分未満 30分増すごとに	5,670円 820円	6,240円 900円
生活援助	① 20分以上45分未満	1,790円	1,970円
	② 45分以上	2,200円	2,420円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合		65円	72円

※ 早朝（午前6時から午前8時）と夜間（午後6時から午後10時）25%増し、深夜（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）で定められた時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ 訪問介護初回加算 1月につき2,000円

（新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合）

※ 緊急時訪問介護加算 1回につき1,000円

（ご利用者、ご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時にサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護計画《身体介護》を行った場合）

※ 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10%を加算

※ （人材の質の確保や、介護職員の活動環境の整備などを行っている事業所に認められる加算です。）

※ 訪問介護処遇改善加算（Ⅰ） ご利用料金の24.5%

【その他】

①交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
（それ以外の地域の方は、交通費（実費）が必要です。）

②お支払い方法

利用者の負担金は、毎月25日までに請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|------------------|
| ア 窓口で現金払い |
| イ 集金 |
| ウ 口座引き落とし（毎月26日） |

※ 居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料金が支払われない場合は、一旦利用料（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。
サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと7～9割分の払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル

利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用時間の24時間前までにご連絡ください。24時間以内のキャンセルは、次のキャンセル料をいただくこととなりますので、ご了承ください。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

【キャンセル料】

時 期	料 金
ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	利用料金の25%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	利用料金の50%

7. 高齢者虐待防止のための措置に関して

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。その他、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急時やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

9. ハラスメント対策の強化について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- ①事業所において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員の等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 相談、苦情、緊急、虐待防止、ハラスメント対策における相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情、緊急対応及び虐待防止、ハラスメントについて窓口で対応いたします。

当社お客様 苦情、相談窓口	電話番号	088-863-6878
	FAX番号	088-804-6771
	相談員 (提供責任者)	西本由起子・森澤 千尋・小原 幸菜 中田 昌代・池田 尚子
	対応時間	平日の午前9時～午後6時 土曜日の午前9時～午後5時

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てや虐待防止などの相談ができます。

- ・各市町村介護保険相談窓口
- ・高知県国民健康保険団体連合会（国保連）

電話番号 088-820-8410・8411
FAX 番号 088-820-8413
対応時間 平日の午前9時～午後4時
但し、12時から13時を除く

1 3. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 西田順天堂薬局
代表者氏名	西田 光宏
本社所在地	高知県南国市大堀甲1705
電話番号	088-864-2502
FAX 番号	088-863-6877
業務の概要	処方箋調剤、医療品等の販売、 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、 福祉用具貸与事業所、福祉用具販売事業所、 住宅改修事業、通所介護事業所、 (関係会社) 四国総合介護システム、 西田順天堂東部店、かみ介護サービス株式会社

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有	・	(無)
---	---	-----

1 5. その他

訪問介護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。